

---

## 第2編 平素からの備え

---



# 第1章 組織・体制の整備等

## 第1項 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、市の組織及び体制、職員の配置及び服務基準等については、次のとおりである。

### 第1節 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制等、市の防災体制を活用しつつ、平素からその準備のための業務を行う。

表：市の各部課における主要業務

部課名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"><li>・市国民保護協議会の開催に関する事。</li><li>・国民保護対策本部の職員の動員に関する事。</li><li>・国民保護対策本部の職員の厚生に関する事。</li><li>・災害対策本部室の設置及び電力の確保に関する事。</li><li>・国民保護のための措置の実施に係る予算及び経費の支出、物品の調達等に関する事。</li><li>・被災者に対する市税の減免等に関する事。</li><li>・国、茨城県との連絡に関する事。</li><li>・現地対策本部の支援に関する事。</li></ul>
市長公室	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災情報の収集及び提供に関する事。</li></ul>
市民経済部	<ul style="list-style-type: none"><li>・農林水産・商工労働関係の国民の保護のための措置に関する事。</li><li>・安否情報に関する事。</li><li>・廃棄物の処理に関する事。</li><li>・被災地の防疫に関する事。</li><li>・その他国民の保護のための措置に関する事（事務局及び他部の所管に属するものを除く。）。</li></ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難住民等の救援に関する事（他部の所管に属するものを除く）。</li><li>・ボランティアに関する事。</li><li>・その他保健福祉関係の国民の保護のための措置に関する事。</li></ul>
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"><li>・土木建築・開発関係の国民の保護のための措置に関する事。</li><li>・下水道に係る国民の保護のための措置に関する事。</li><li>・上水道に係る国民の保護のための措置に関する事。</li></ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育関係の国民の保護のための措置に関する事。</li></ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民の避難に関する事。</li></ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・市議会議員への連絡調整体制の整備に関する事。</li><li>・市議会災害等対策会議に関する事。</li></ul>

## 第2節 市職員の参集基準等

### 第1 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制をとる。

### 第2 24時間即応体制

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「市地域防災計画」で定める体制等を活用するとともに、勤務時間外における担当職員及び市長等への緊急伝達ルートを決めるなど、速やかに市長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### 第3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制をとるとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時判断できる体制の整備に努める。

表：職員の参集基準

体制	参集基準
①情報収集体制	国民保護担当課（防災課）が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

表：事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

## 第4 職員への連絡手段

### 1 勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により関係する職員に参集の連絡をする。

### 2 勤務時間外における連絡

市国民保護対策本部員及び事務局職員は、一般加入電話や携帯電話等により連絡手段を確保する。

また、国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

## 第5 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員（防災課員）が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく等、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市対策本部員の代替職員についても、各部課内であらかじめ順位を定めておくものとする。

表：市対策本部長、市対策副本部長の代替職員の順位

(ア) 市対策本部長	第1位 副市長
	第2位 教育長
	第3位 総務部長
	第4位 市長公室長
(イ) 市対策副本部長	第1位 教育長
	第2位 総務部長
	第3位 市長公室長
	第4位 市民経済部長

## 第6 交代要員等の確保

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

## 第3節 消防機関の体制

### 第1 消防本部及び消防署における体制

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及びつくばみらい消防署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

### 第2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 第4節 市民の権利・利益の救済に係る手続等

### 第1 市民の権利・利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表：市民の権利・利益の救済に係わる手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

## **第2 市民の権利・利益に関する文章の保存**

---

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮をする。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2項 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

### 第1節 基本的考え方

#### 第1 防災のための連携体制の活用

---

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### 第2 関係機関の計画との整合性の確保

---

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### 第3 関係機関相互の意思疎通

---

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

### 第2節 県との連携

#### 第1 県の連絡先の把握等

---

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、必要な連携を図る。

#### 第2 県との情報共有

---

警報の内容、経路や運送手段等の確保、救援の方法等に関し、緊密な情報の共有を図る。

#### 第3 市国民保護計画の県への協議

---

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県と市が行う国民保護措置の整合性の確保を図る。

#### 第4 県警察との連携

---

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、必要な連携を図る。



## 第3節 近隣市町村との連携

### 第1 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けるとともに、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における相互間の連携を図る。

### 第2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 第4節 指定公共機関等との連携

### 第1 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### 第2 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### 第3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 第5節 ボランティア団体等に対する支援

### 第1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

## **第2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援**

---

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3項 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

### 第1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、防災行政無線等の非常通信体制、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 第2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、情報収集、連絡体制の維持管理を行う。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 1 施設及び設備面

- ①武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、県防災情報ネットワークシステム、防災行政無線等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
- ②非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ③武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ④無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ⑤武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

#### 2 運用面

- ①夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

- ③通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ⑥担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑦国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、県防災情報ネットワークシステム、防災行政無線、市防災アプリ、広報車両、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール機能を含む。）、ワンセグ、県防災情報メール、SNS等のあらゆる手段の活用を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人等の通常的手段では情報の入手が困難と考えられる避難行動要支援者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### **第3 非常通信体制の確保**

---

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート複数化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の整備に努めるとともに、デジタル化の推進も図るなど、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

## 第4項 情報収集・提供等の体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を、次のとおり行う。

### 第1節 基本的考え方

#### 第1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

#### 第2 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

#### 第3 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

### 第2節 警報等の通知に必要な準備

#### 第1 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者に対する伝達に配慮する（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を検討する）。

#### 第2 防災行政無線の整備

市は、非常通信体制の確保に当たっては、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の整備に努めるとともに、デジタル化の推進も図るなど可聴範囲の拡大を図る。

#### 第3 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を整備する。

#### 第4 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われ

るよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第三管区海上保安本部との協力体制を構築する。

#### **第5 国民保護に係るサイレンの住民への周知**

---

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### **第6 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備**

---

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### **第7 民間事業者からの協力の確保**

---

市は、民間事業者等が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

### **第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

#### **第1 安否情報の種類及び報告方法**

---

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第 1 条に規定する様式第 1 号（避難住民・負傷住民）及び様式第 2 号（死亡住民）の安否情報収集様式に基づき収集し、同省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。報告は原則安否情報システムで行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、書面（電子的記録、電磁的記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

なお、安否情報に関しては、「個人情報保護法」及び「つくばみらい市個人情報保護条例」の規定に留意する。

表：様式第1号及び様式第2号に基づく収集・報告すべき情報

1. 避難住民・ 負傷住民	①氏名
	②フリガナ
	③出生の年月日
	④男女の別
	⑤住所（郵便番号を含む）
	⑥国籍
	⑦その他個人を識別するための情報
	⑧負傷（疾病）の該当
	⑨負傷又は疾病の状況
	⑩現在の居所
	⑪連絡先その他必要情報
	⑫親族・同居者からの照会への回答の希望
	⑬知人からの照会への回答の希望
	⑭親族・同居者・知人以外からの照会の者への回答又は公表の同意
2. 死亡住民 （上記①～⑦に 加えて）	⑧死亡の日時、場所及び状況
	⑨遺体の安置場所
	⑩連絡先その他必要情報
	⑪上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無

様式：様式第3号に基づく安否情報報告書

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者からの照会への回答の希望	⑬知人からの照会への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外からの照会の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。  
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

## 第2 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等）の確認を行う。

## 第3 安否情報収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

## 第4節 被災情報の収集・報告に必要な準備

### 第1 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。また、収集した被災情報を県に報告する場合は被災情報の報告様式により行うものとする。

担当者に対しては、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

#### 様式：被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分							
つくばみらい市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 つくばみらい市 丁目 番号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
行政区	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
・可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
行政区	年月日	性別	年齢	概 況			



## 第5項 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市は、研修及び訓練を次のとおり行う。

### 第1節 研修

#### 第1 市職員に対する研修

市は、国民保護の知見を有する職員を養成するため、国又は県の研修機関の研修課程を有効に活用するとともに、一般の職員に対しても国民保護措置の実施に係る必要な知識を習得するための研修を実施する。

#### 第2 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング<sup>\*</sup>を活用するなど多様な方法により国民保護措置に関する研修等を行う。

<sup>\*</sup>パソコンやコンピューターネットワークなどを利用して教育を行うこと。

【国民保護ポータルサイト】：<https://www.kokuminhogo.go.jp>

【総務省消防庁ホームページ】：<https://www.fdma.go.jp>

#### 第3 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 第2節 訓練

#### 第1 市における訓練の実施

市は、県とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、弾道ミサイル攻撃やNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## **第2 訓練の形態及び項目**

---

市は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ②被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③避難誘導訓練及び救援訓練

## **第3 訓練に当たっての留意事項**

---

市は、訓練にあたり、次の事項について留意する。

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に災害時要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、県の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する。このため、避難及び救援に関する平素からの備えを、次のとおり行う。

### 第1節 避難に関する基本的事項

#### 第1 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

表：市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

資料名	内 容
住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
区域内の道路網のリスト	避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路
輸送力のリスト	鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト	避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関連絡先一覧	国、県、市町村、民間事業者等、協定締結団体等
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関のリスト	消防本部及び署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 消防機関の装備資機材のリスト
避難行動要支援者名簿	高齢者、障がい者、外国人等

#### 第2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### 第3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用しつつ避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「救助班」を迅速に設置できるよう、職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】：武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針を活用することが重要である（避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（令和3年5月）参照。）この取組指針で、個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿の作成と、個別避難計画の作成をおおむね5年程度で取り組むと記している。個別避難計画の作成にあたっては、①本人の状況をよく把握するため、福祉専門職の参画が重要、②避難の支援をする者の確保、③避難を支援する者の負担感の軽減、④避難訓練を行うことによって、計画内容の改善や実効性の向上、⑤個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供、⑥社会福祉施設等から自宅に移る避難行動要支援者について、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目がないように留意、などが記されている。

## **第4 民間事業者からの協力の確保**

---

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

## **第5 学校や事業所との連携**

---

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## **第2節 避難実施要領のパターンの作成**

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、外国人等、避難行動要支援者の避難方法等について配慮するものとする。

## **第3節 救援に関する基本的事項**

### **第1 県との調整**

---

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### **第2 基礎的資料の準備**

---

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、第1節避難に関する基本的事項1基礎的資料の準備に示す避難のために集約した資料に加え、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

#### **1 市国民保護対策本部において集約する基礎的資料**

避難のために集約した資料に加え、次の資料を基礎資料として特に準備する。

- ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト

- ・小中高等学校、各種学校等のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・救護班のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

## 第4節 医療関係団体等との調整

市は、救護に関する派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国及び県や医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

## 第5節 電気通信事業者との調整

市は、避難者のための通信手段の確保に当たって必要な臨時通信設備の設置について、電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

## 第6節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

### 第1 運送事業者の輸送力の把握

---

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力に関する情報を共有する。

#### 【把握しておくべき運送輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等

### 第2 輸送施設に関する情報の把握

---

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送施設に関する情報を共有する。

#### 【把握する輸送施設に関する情報】

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等)

### 第3 輸送経路の把握等

---

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該区域に係る輸送経路の情報を共有する。

## 第7節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

# 第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行う。なお、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等については、次のとおりである。

## 第1項 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表：施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
	10号	危険物質等の取扱所	第28条1号～11号のとおり
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省・経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省・経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（医事品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省・農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

## 第2項 市が管理する公共施設等における警戒

市は、管理する公共施設等について、特にテロ等の発生により情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連施設等の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合においても、県警察等との連携を図る。

特に、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などが考えられるほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが必要である。

(参考)

平成 16 年 4 月 27 日国土交通省大臣官房危機管理室通知「公共交通機関等におけるテロ対策の強化について」等



# 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材については、次のとおりである。

## 第1節 基本的考え方

### 第1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

### 第2 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について県全体としての対応を踏まえながら、県との密接な連携の下で対応するものとする。

## 第2節 市における備蓄

### 第1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

### 第2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられる安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

### 第3 県、他の市町村その他関係機関との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

### 第3節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### 第1 施設及び設備の整備及び点検

---

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### 第2 ライフライン施設の機能性の確保

---

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### 第3 復旧のための各種資料等の整備等

---

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

# 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を、次のとおり行う。

## 第1節 国民保護措置に関する啓発

### 第1 啓発の方法

市は、国や県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

### 第2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

### 第3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## 第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

